

平成29年 第10回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年10月16日

会 場 舘岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年10月16日(月) 午後1時30分

2 開催場所 舘岩会館

3 出席委員数 24人
 会長 30番 五十嵐伸人
 会長職務代理者 29番 室井 文一
 委員

1番 小山 裕司	2番 平野 恒二	3番 赤井 美洋
4番 星 和孝	5番 渡部 和幸	
7番 五十嵐喜一	8番 小椋貴一郎	9番 渡部 昭雄
10番 齋藤 融	11番 目黒久一郎	12番 星 利一
13番 平野 信行	14番 山内 敬	15番 馬場 久男
16番 湯田 義三	17番 湯田 孝義	18番 猪俣 忠久
19番 塩生 隆晴		21番 大竹 実
22番 湯田 重行	23番 星 清次	
26番 星 又工門		

4 欠席委員数 4人

6番 浅沼 誠治	20番 五十嵐久長	24番 小野 孝
25番 月田 宏	27番 星 久光	28番 渡部 一男

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第4号 現況確認証明申請について

第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画決定について

第 9 議案第 6 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 五十嵐 小一郎

局長補佐兼係長 渡 部 守 一

主 査 廣 野 由 美

臨時事務補助員 大 竹 幸 子

7 会 議 の 概 要

	(審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行った。)
会 長	(会長挨拶)
	(南会津町農業委員会総会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。)
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第 1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第 4 条の規定により、欠席の届け出がありました委員は、 6 番 浅沼 誠治委員、 20 番 五十嵐久長委員、 24 番 小野 孝委員、 25 番 月田 宏委員、 27 番 星 久光委員、 28 番 渡部 一男委員であります。 平野恒二委員は遅れて出席する予定であります。 現在出席している委員数は 23 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による過半数に達しております。
議 長	日程第 2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第 20 条第 2 項の規定により、 3 番 赤井 美洋委員、4 番 星 和孝委員を指名いたします。 両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
議 長	日程第 3「報告第 1 号 会務報告について」を議題といたします。 事務局から報告してください。
事務局 (局長)	(会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。)
議 長	只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。 (「ありません。」の声あり。)
議 長	質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	日程第 4「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 と 2 について、地区担当調査員の 10 番 斎藤 融委員から調査結果の説明をお願いします。

10 番	10 番斎藤です。調査結果を報告します。 10 月 11 日に調査しましたので報告します。 譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、●●●●です。 許可を受けようとする土地が、□□□□□□の 2 筆を所有権移転するものです。申請理由ですが譲渡人は、今後町外への転出を予定されているようで、農地の管理ができなくなることから譲受人に売り渡して管理をしていただくことになりました。譲受人は 30 a 以上の畑を耕作しておられ、農機具は耕運機 2 台、軽トラック、草刈り機など所有していて、適切に管理していただけるものと思います。説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり。) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
議 長	日程第 5 「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 について、地区担当調査員の 26 番 星 又エ門委員から調査結果の説明をお願いします。
26 番	26 番星です。調査結果を報告します。 10 月 5 日、自宅に伺って申請人と面談し調査しましたので報告します。 申請者は〇〇〇〇です。許可を受けようとする土地ですが、資料の別紙 1 をご覧ください。3 筆ありますが、一番左の部分です。自営業は従来のところまで営業をするということでございます。現在住んでいるところは、さほど老朽化はしていませんが商売をやっているということで店舗専用として、今回新たに住宅を建てるということでございます。第 3 種農地であり、設計施工は●●●●で、資金的にも問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり。) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1について、地区担当調査員の17番 湯田孝義委員から調査結果の説明をお願いします。
17 番	湯田孝義です。農地法第5条の申請について10月10日に調査してまいりました。譲渡人〇〇〇〇、譲受人●●●●。許可を受けようとする土地□□□□□□□でございます。譲受人は子供さんたちと同居しているんですが、狭くなってきており、家の裏が資材置き場として使っていたんですけど、そこに2世帯住宅的に家を建て直すということで土地を探しておりました。たまたま譲渡人の農地が休耕地として空いておりましたので、そこが近かったものですから話が成立しました。第3種農地ということで問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。 以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長	日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題といたします。 番号1と2について、地区担当調査員の14番 山内 敬委員から調査結果の説明をお願いします。
14 番	14番、山内です。 現況確認証明申請について、報告します。 申請人は●●●●さん、証明を受けようとする土地ですが、□□□□□□□、□□□□□□□です。10月14日に申請人と現地を見てまいりました。以前桑畑だったそうなのですが、昭和30年頃に養蚕をやめたということです。資料3の写真を見ていただきたいんですが、すでに一抱えくらいある太い木になっていて、農地への復元は、不可能であると確認をしてまいりました。□□のほうですが、昭和12年に林道が開設されて、その道路になっているところなので、農地への復元は困難であると確認してまいりました。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
26 番	星です。事務局にお伺いしたいんですが、公共用の林道にしたときに、農地転用等の書類は、これ昭和12年ですけど、このへんは今はどういう形で転用の許可をするんでしょうか。なぜ、公共用地として取得するときにやらなかったんでしょうか。
事務局 (補佐)	この土地については、町で買収しておりません。使用承諾のもとに林道を開設しています。その当時使用承諾をもらって、林道を開設し今現在に至っているということでございます。本来林道を開設した管理者がその地目変更等をするのではないかと考えられますが、当時の林道工事というのは、山の所有者の承諾をもって林道を開設したということで、すべて使用承諾での使用となっています。
26 番	現在の林道を作っている分はどうですか。
事務局 (補佐)	担当のほうに確認しましたところ、同じ林道であっても、広域的な林道の場合は、買収するそうです。ただ、その山の管理のための林道は、その山の地権者のためだけであれば、それらは買収しないで、林道を開設しているということであります。

26 番	はい、わかりました。
議 長	他にありませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。以上で議案第4号の審議を終了いたします。
議 長	日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局 (廣野)	廣野です。議案第5号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。 10月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田、畑とも0筆です。 新規は、田が3筆・6,069㎡で、畑は11筆で、24,009㎡です。合計が14筆、30,078㎡です。 11ページは、利用権設定の一覧表になっています。番号4番は使用貸借になっていますが、貸付人の方が高齢で耕作できないということで貸付人の希望ということになっています。5番から14番までの10筆は、農地中間管理事業を利用した貸付となっています。農地の貸付を行うものが1名で福島県農業振興公社が借り受け人となりまして、農地中間管理権を取得するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい

	ませんか。 （「異議なし。」の声あり）
議 長	異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局 （廣野）	私の方から、議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を説明させていただきます。 14 ページにあるのが田島地域の配分計画案の一覧表です。これは、先程議案第5号で説明しましたが、〇〇〇〇さんが福島県農業振興公社へ利用権設定をした10筆について、今度は●●●●さんに配分するという計画になっています。こちら牧草地での利用となります。●●●●さんですが町外の認定農業者の方です。現在肉用牛、繁殖牛、飼育牛こちら17頭の飼育を行っています。トラクターやローダー等の機械を所有されていますので、適切に管理していただけたと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	（「ありません。」の声あり。） 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	（「異議なし。」の声あり） 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。
議 長	次に、報告事項に入ります。
事務局 （局長）	（局長、農地改良届3件について報告、2a 未満の農業用施設建築届1件を報告）

議 長	ただ今の報告で、何か質問はありますか。
26 番	農地改良の方法は、土手をとるだけなのか、機械で均平にするのか教えていただきたい。
21 番	現地確認をした大竹です。今回は、重機を使って高い部分をとって均平にするということです。
事務局 (補佐)	当該地は、結構勾配がついております。1筆の土地を3つくらいに分けて耕作している状態だったのですが、これを機械で場所によっては3mくらい掘削する場所もあり、当然機械は入るということで、1枚にして効率的に使いたいということです。
21 番	了解しました。
議 長	次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。
事務局 (局長)	(局長 業務日程について説明し、11月14日の県下農業委員会大会の出欠を確認する。)
議 長	何か、ご質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) その他に入ります。事務局からお願いします。
事務局 (局長)	(事務局から、農業委員活動記録を報告。)
議 長	その他で委員の皆さんから何かございますか。
9 番	(渡部昭雄委員が、活動記録報告の内容について発言)
	(平野恒二委員が入室)
4 番	(星和孝委員が、有害鳥獣対策に関して討論会の要望の発言)
議 長	その他、皆さんから何かございますか。
	(「ありません。」の声あり。)

議 長

ないようですので、ここで閉会のことばをお願いします。

職務代
理者

※（閉会のことば）

閉会 午後 2 時 25 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成 29 年 10 月 16 日

議 長

3 番

4 番